貿易保険法の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整理に関する省令

（独立行政法人日本貿易保険の業務運営に関する省令の一部改正）

第一条　独立行政法人日本貿易保険の業務運営に関する省令（平成十三年経済産業省令第百二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「第十三条第二項」を「第十三条第二項各号」に改める。

（独立行政法人日本貿易保険の財務及び会計に関する省令の一部改正）

第二条　独立行政法人日本貿易保険の財務及び会計に関する省令（平成十三年経済産業省令第百四号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第十三条第二項」を「第十三条第二項各号」に改める。

（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第七条の二及び第七条の三を削る。

（経済産業省関係中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　経済産業省関係中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律施行規則（平成二十四年経済産業省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

第三条及び第四条を削る。

（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十五条第一項の経済産業省令で定める金融機関等を定める省令の廃止）

第五条　中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十五条第一項の経済産業省令で定める金融機関等を定める省令（平成二十四年経済産業省令第六十号）は、廃止する。

附　則

この省令は、貿易保険法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年十月一日）から施行する。

規　則

○公害等調整委員会規則第二号

公害等調整委員会は、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）第五十八条の二の規定に基づき、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年九月二十九日

公害等調整委員会委員長　富越　和厚

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則の一部を改正する規則

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則（昭和二十六年土地調整委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一条の三を第一条の四とし、第一条の二の次に次の一条を加える。

（裁定委員の交代）

第一条の三　裁定委員が代わった場合には、当事者は、従前の審理の結果を陳述しなければならない。

第十二条中第二項を第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　裁定委員が決定書に署名押印することに支障があるときは、他の裁定委員の一人がその事由を付記して署名押印しなければならない。

第十九条中第三項を第四項とし、第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を第三項とし、第一項第三号中「並びに欠席した事件関係人があるときは、その旨」を削り、同項の次に次の一項を加える。

2　前項の場合において、裁定委員が調書に記名押印することに支障があるときは、他の裁定委員の一人がその事由を付記して記名押印しなければならない。

第二十二条中第二項を第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　裁定委員が裁定書に署名押印することに支障があるときは、他の裁定委員の一人がその事由を付記して署名押印しなければならない。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

○公害等調整委員会規則第三号

公害等調整委員会は、公害紛争処理法（昭和四十五年法律第百八号）第四十七条の規定に基づき、公害紛争の処理手続等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年九月二十九日

公害等調整委員会委員長　富越　和厚

公害紛争の処理手続等に関する規則の一部を改正する規則

公害紛争の処理手続等に関する規則（昭和四十七年公害等調整委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の二の次に次の一条を加える。

（裁定委員の交代）

第三十一条の三　裁定委員が代わった場合には、当事者は、従前の審問の結果を陳述しなければならない。

第五十条の次に次の一条を加える。

（裁定書）

第五十条の二　裁定委員が法第四十二条の十九第一項の裁定書に署名押印することに支障があるときは、他の裁定委員の一人がその事由を付記して署名押印しなければならない。

第五十四条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項の場合において、裁定委員長が調書に記名押印することに支障があるときは、他の裁定委員の一人がその事由を付記して記名押印しなければならない。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

○内閣府告示第二百六十三号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第八条第七項の規定に基づき、平成二十六年九月九日付けで同条第一項に規定する区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年九月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

○政治資金適正化委員会告示第六十四号

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）第十四条の七第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、次のとおり公告する。

平成二十六年九月二十九日

登録政治資金監査人証票の番号　三四二六　二六、六、三〇

登録番号　氏　名　亡失年月日

三三〇七　城　哲哉

一　区域計画の作成主体　養父市国家戦略特別区域会議

二　国家戦略特別区域の名称　養父市　中山間農業改革特区

三　当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業　農地等効率的利用促進事業

○内閣府告示第二百六十四号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第八条第七項の規定に基づき、平成二十六年九月九日付けで同条第一項に規定する区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年九月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　区域計画の作成主体　福岡市国家戦略特別区域会議

二　国家戦略特別区域の名称　福岡市　グローバル創業・雇用創出特区

三　当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業　国家戦略道路占用事業

○政治資金適正化委員会告示第六十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人氏名の変更の登録をした者を次のとおり公告する。

平成二十六年九月二十九日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号　氏名（新）　氏名（旧）

四四九八　倉持　稔　林　稔